

(別紙5)

受託に関する注意事項

1 AL Tの経歴書の提出

受託者は、AL Tの候補者が内定または決定した場合は、原則として配置の1週間前までに資格等を記載した経歴書を通知と合わせて提出すること。

2 AL T等の変更等の改善措置

業務を受託する契約期間中において、諸事情によりAL T等の変更が必要になる場合は、事前に協議すること。また、業務遂行においてAL T等に不適性が認められる場合は、変更等の改善措置を求めて協議することができる。

3 AL T等に対する金銭の負担

AL T等に対する金銭等の負担は、すべて受託業者が行う。また、AL T等の指揮管理及び人事管理並びに労働関係法令の一切の責任も受託業者が負うものとする。

4 損害の負担

AL T等に生じた損害またはAL T等が第三者に及ぼした損害は、全て受託業者において負担する。

5 AL T等に対する社会保険の適用

受託業者は、AL T等の雇用にあたっては、労災保険（雇用保険）・厚生年金・健康保険等の社会保険の適用について遺漏のないようにすること。

6 成果品（教材等）の権利

業務の受託において得た成果品に係る一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、成果についての発表等は、委託者の事前承認を必要とする。

7 守秘義務

受託業者は、本業務の実施により知りえた情報は、業務受託中はもちろん、その後においても他に漏らしてはならない。

8 個人情報の保護

受託業者は、個人情報（小城市個人情報保護条例（平成18年条例17号）第2条で定義する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施にあたっては、個人の権利利益を損害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、受託業者は委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、業務の従事者に対しては、市条例等に従い、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底すること。

9 その他

本委託業務に係る契約書に以下の条文が含まれます。「(特約事項) 第〇条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は削除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。」